

(就労移行支援・就労AB対象) 施設外就労にかかる留意事項について

令和6年度指定障害福祉サービス事業所等に係る集団指導
鳥取県西部総合事務所県民福祉局共生社会推進課

◆概要

施設外就労とは・・・

企業から請け負った作業を当該企業内で行う支援の
ことで、指定を受けた場所とは別の場所で行われる
支援について、報酬を算定できる特例

◆利用者数について

○施設外就労の総数は、利用定員を超えないこと

○施設外就労により就労している者と同数の者を、主たる事業所の利用者として、受け入れることが可能であること

(注1) 定員20名の場合、施設外就労へ行ける利用者は20名／日まで

(注2) 施設外就労の利用者が定員を超えた場合、その日の施設外就労に行った全員分について報酬を請求することはできない

◆職員の配置について

○当該施設外就労を行う日の利用者数に対して、報酬算定上必要とされる人数の職員を配置すること

○事業所については、施設外就労を行う者を除いた前年度の平均利用者数に対し、報酬算定上必要とされる人数の職員を配置すること

○施設外就労を基本とする形態で就労継続支援事業を行う場合であっても、本体施設には、管理者及びサービス管理責任者の配置が必要である

○サービス管理責任者については、施設外就労を行う者の個別支援計画の作成に係る業務を担うため、施設外就労を行う者を含めた前年度の平均利用者数に対して配置すること

(注1)施設外就労先では、人員配置基準に応じて、報酬算定上必要とされる人数の職員を配置すること(賃金向上達成指導員や目標工賃達成指導員は含まれない)

(注2)人員配置区分「7.5:1」の就B事業所の場合、施設外就労に行った利用者が

- ・1～7人の場合⇒生活支援員又は職業指導員「1人」
- ・8～15人の場合⇒生活支援員又は職業指導員「2人」

(注3)管理者、サービス管理責任者は事業所に残る必要がある

◆必要な書類等について

○施設外就労を行う利用者については「個別支援計画」に事前に定めることとし、就労能力や工賃(賃金)の向上及び一般就労への移行に資すると認められること

○訓練目標に対する達成度の評価等を行った結果、必要と認められる場合には、施設外就労の目標その他個別支援計画の内容の見直しを行うこと

○施設外就労の提供が、運営規程に位置付けられていること

○事業所は施設外就労に関する実績を作成すること

◆必要な対応について

○緊急時の対応ができること

○報酬の適用単価については、主たる事業所の利用定員に基づく報酬単価を適用すること

○施設外就労に随行する支援員は、就労先企業等の協力を得て以下の業務を行う

- ・事業の対象となる障がい者の作業程度、意向、能力等の状況把握
- ・施設外就労先の企業における作業の実施に向けての調整
- ・作業指導等、対象者が施設外就労を行うために必要な支援
- ・施設外就労についてのノウハウの蓄積及び提供
- ・施設外就労先の企業や対象者の家族との連携
- ・その他上記以外に必要な業務

○請け負った作業について利用者に対する必要な指導等は、施設外就労先の企業ではなく、事業所が行うこと

○事業所は請け負った作業を施設外就労先の企業から独立して行い、利用者に対する指導等については事業所が自ら行うこと

○事業所が請け負った作業について、利用者と施設外就労先の企業の従業者が共同で処理をしていないこと

○利用者と事業所との関係は、事業所の施設内で行われる作業の場合と同様であること

◆請負契約について

○施設外就労先の企業とは、請負作業に関する契約を締結すること。なお、契約締結の際には、以下のことに留意すること

- ・請負契約の中で、作業の完成についての、財政上及び法律上の責任は、事業所を運営する法人が負うものであることが明確にされていること
- ・施設外就労先から事業所を運営する法人に支払われる報酬は、完成された作業の内容に応じて算定されるものであること
- ・施設外就労先の企業から作業に要する機械、設備等を借入れる場合には、賃貸借契約または、使用賃借契約が締結されていること
- ・施設外就労先の企業から作業に要する材料等の供給を受ける場合には、代金の支払い等の必要な事項について明確な定めを置くこと

◆参考・引用資料

○就労移行支援事業、就労継続支援事業(A型、B型)における留意事項について
(平成19年4月2日)(障発第0402001号厚生労働省通知)

▶<https://www.mhlw.go.jp/content/001261445.pdf>

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額
の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について
(平成18年10月31日 障発第1031001号厚生労働省社会・援護局障害保健
福祉部長通知)

▶<https://www.mhlw.go.jp/content/001297224.pdf>